

地域コミュニティのあり方検討委員会設置要綱

平成30年3月29日

訓令第7号

(設置)

第1条 地域自治を実現し、市民と行政が対等なパートナーとして連携し、及び協力しながらまちづくり、地域課題の解決及び地域福祉の向上に取り組む協働のまちづくりの推進に向けて必要な事項を検討するため、地域コミュニティのあり方検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、地域コミュニティのあり方に関する次に掲げる事項について検討を行い、その結果を市長に報告する。

- (1) 地域コミュニティの現状及び課題に関すること。
- (2) 地域コミュニティの活性化に向けた方向性及び方策に関すること。
- (3) 地域コミュニティと行政の関わり方に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、特に必要な事項

(委員)

第3条 委員会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 各種団体の役員又は職員
- (2) 前号に掲げる者のほか、市長が特に必要と認める者

3 市長は、必要に応じ委員会に、専門的な立場から助言を求めるため、アドバイザーを置くことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成31年3月31日までの期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴取し、又は資料の提供を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、市民協働推進課において処理する。

(その他)

第9条 この訓令に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、平成31年3月31日限り、その効力を失う。